

SANYO

第82期定時株主総会

招集ご通知

【開催日時】

2025年5月29日(木曜日)午前10時
(受付開始：午前9時)

【開催場所】

東京都新宿区市谷本村町4番1号
ホテルグランドヒル市ヶ谷
東館3階 瑠璃

【決議事項】

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧ください。

<https://p.sokai.jp/8011/>



株式会社 三陽商会

証券コード 8011

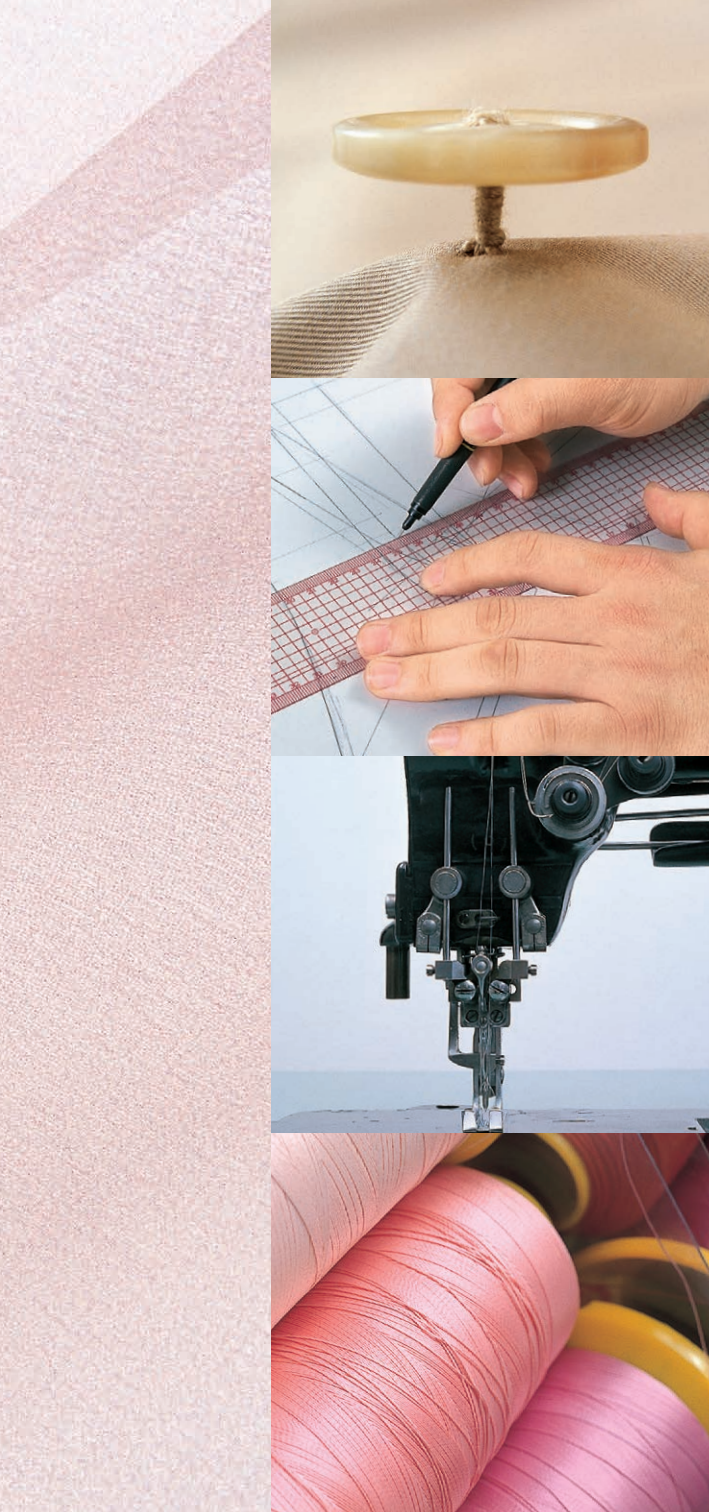


TIMELESS WORK.

ほんとうにいいものをつくろう。

SANYO

「TIMELESS WORK. ほんとうにいいものをつくろう。」は、
当社の社是である「真・善・美」と
当社が目指す「いつの時代でも変わらぬ価値のあるものづくり」を表した言葉であり、
改めて自らの立ち位置を確認し、生活者から共感・共鳴され、愛される企業になるため、
その指針となるメッセージとして掲げるものです。



第82期定時株主総会招集ご通知

目 次

株主の皆様へ	3
--------------	---

招集ご通知

第82期定時株主総会招集ご通知	4
議決権行使についてのご案内	6

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件	7
第2号議案 取締役7名選任の件	8

事業報告	15
連結計算書類	38
計算書類	41
監査報告	44

当社取り扱いブランド	52
------------------	----



株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。
ここに当社の第82期定時株主総会招集ご通知をお届けいたしますのでご照覧ください。

ご高承のとおり、第82期（2025年2月期）は2022年4月に公表いたしました三か年の中期経営計画の最終年度に当たっており、同計画を達成することにより本中期経営計画の完遂を果たすべく、社員一丸となって取り組んでまいりました。

しかしながら、第82期は、第1四半期においてはコロナ禍終息後のリベンジ消費の反動が出て前年を下回る推移となったこと、また第3四半期には記録的な高気温が続いたことで秋冬商戦の初動段階で苦戦を強いられたこと、さらには第4四半期後半の寒波の影響で春物商戦の立ち上がりが遅れたこと等、様々なマイナス要因が重なったことで、売上トップラインが計画を下回る進捗となり、遺憾ながら業績見通しの下方修正を余儀なくされることとなりました。この修正計画に対しては、売上は若干の未達に終わりましたが、営業利益、当期純利益は達成することができました。ただ、中期経営計画全体としては、初年度、2年度と計画を大幅に上回る結果を残しながら、最終年度において足踏みする結果となりました。

新年度を迎えるに当たっては、この結果も踏まえて、第83期を初年度とする三か年の新中期経営計画を策定し、本年4月14日に第82期決算公表に合わせて開示いたしました。新計画の内容は開示資料に記載したとおりであります。その骨子は、10年後の会社のあるべき形を設定した上で、その実現を目指して3年の間に確実に会社を成長軌道に乗せることであり、そのための様々な施策を盛り込んでおります。第83期は、新中期経営計画初年度であり、目標達成に向けて弾みを付けるべき重要な年度に当たっております。全社の総力を結集して計画必達を期する所存であります。

なお、第83期の経営体制については、昨年に引き続き、取締役7名（1名退任、1名新任）、監査役3名の陣容にて臨みたいと考えております。

経営陣一同、改めて強い決意を持って計画達成に邁進する覚悟を固めておりますので、株主の皆様には今後とも変わらぬご支援をいただきますようお願い申し上げます。

代表取締役社長

大江 伸治

株 主 各 位

証券コード 8011
2025年 5 月 9 日

(電子提供措置の開始日 2025年 4 月 25 日)

東京都新宿区四谷本塩町 6 番 14 号

株 式 会 社 三 陽 商 会

代表取締役社長 大江 伸治

第82期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第82期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.sanyo-shokai.co.jp/ir/shareholder/meeting/>



こちらのサイトでは、招集通知の内容を簡単な手順でご覧いただけます。また、決算ハイライトとして業績の推移等も掲載しておりますのでご利用ください。

<https://p.sokai.jp/8011/>



※電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか東京証券取引所のウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にも掲載しております。詳細は次ページをご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、以下の「議決権行使のご案内」に記載のとおり、インターネット等又は書面（郵送）により議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

議決権行使のご案内

株主総会への出席により
議決権を行使していただく場合



当日ご出席の際は、お手数ながら、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2025年 5 月 29 日（木曜日）
午前 10 時（受付開始：午前 9 時）

インターネット等により
議決権を行使していただく場合



インターネット等による議決権行使のご案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年 5 月 28 日（水曜日）
午後 6 時入力完了分まで

書面（郵送）により
議決権を行使していただく場合



議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年 5 月 28 日（水曜日）
午後 6 時到着分まで

記

1 日 時	2025年5月29日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	東京都新宿区市谷本村町4番1号 ホテルブランドヒル市ヶ谷 東館3階 瑠璃 (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、ご来場をお願い申し上げます。)
3 会議の目的事項	報告事項 1.第82期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2.第82期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役7名選任の件
4 議決権行使のお取り扱い	(1) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。 (2) インターネット等によって複数回重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。 (3) 議決権行使書用紙において、各議案に賛否のご表示が無い場合は、「賛」の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

以 上

電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所のウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にも掲載しております。「銘柄名（会社名）」に「三陽商会」又は「コード」に当社証券コード「8011」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご参照ください。

【東京証券取引所のウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ① 連結計算書類の「連結注記表」
 - ② 計算書類の「個別注記表」
- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁に記載のインターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイトアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」をご入力のうち、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

各議案についての賛否のご記入方法

第1号議案

賛成の場合 「賛」の欄に○印
反対の場合 「否」の欄に○印

第2号議案

全員賛成の場合 「賛」の欄に○印
全員反対の場合 「否」の欄に○印

一部の候補者につき異なる意思を表示する場合 「賛」または「否」の欄に○印をし、異なる意思を表示される当該候補者の番号をご記入ください。

議決権行使のお取り扱い

- ・書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ・インターネット等によって複数回重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ・議案に対して賛否の表示が無い場合は、「賛」の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

当社は、経営体質の強化を図る一方、株主還元を経営の最重要課題の一つと考えております。当期の期末配当につきましてはDOE（株主資本配当率）4％とし、下記のとおり1株につき129円といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- | | |
|------------------------------------|--|
| (1) 配当財産の種類 | 金銭といたします。 |
| (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項
及びその総額 | 当社普通株式1株につき金 129円
総額 1,376,385,237円 |
| (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 | 2025年5月30日 |

第2号議案

取締役7名選任の件

取締役7名全員は、本総会終結のときをもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	区 分	氏 名	性別	現在の当社における 地位及び担当等	在任 年数	取締役会 出席状況
1	再任	おお え しん じ 大 江 伸 治	男性	代表取締役社長 兼 社長執行役員	5年	14回/14回 (100%)
2	再任	か とう いく ろう 加 藤 郁 郎	男性	取締役 兼 副社長執行役員 事業統轄本部長 兼 事業本部長	5年	14回/14回 (100%)
3	再任 社外 独立	に はし ち ひろ 二 橋 千 裕	男性	社外取締役	5年	14回/14回 (100%)
4	再任 社外 独立	やす だ いく お 安 田 育 生	男性	社外取締役	5年	14回/14回 (100%)
5	再任 社外 独立	なか もと おさむ 中 本 修	男性	社外取締役	2年	14回/14回 (100%)
6	再任 社外 独立	むら かみ か よ 村 上 佳 代	女性	社外取締役	2年	14回/14回 (100%)
7	新任 社外 独立	ひらばやし よし き 平 林 義 規	男性	—	—	—

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者
番 号

1

おお え しん じ
大江 伸 治 (1947年 8 月 27 日生)

再 任

所有する当社の株式数
35,202株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1971年 4 月	三井物産株式会社入社	2014年 4 月	同社取締役副社長執行役員社長補佐
1997年 7 月	同社繊維第三部長	2016年 6 月	同社取締役相談役
2004年 7 月	同社理事コンシューマーサービス 事業副本部長	2018年 6 月	同社相談役
2007年 6 月	株式会社ゴールドウイン取締役専 務執行役員総合企画本部長	2019年 4 月	同社顧問
2010年 4 月	同社取締役副社長執行役員総合企 画本部長兼事業統括本部長	2020年 3 月	当社入社 副社長執行役員
		2020年 4 月	当社副社長執行役員経営統括本部長
		2020年 5 月	当社代表取締役社長兼社長執行役 員経営統括本部長
		2023年 3 月	当社代表取締役社長兼社長執行役 員、現在に至る

取締役候補者とした理由

大江伸治氏は、繊維・アパレル業界における上場会社の経営経験を有しております。素材の調達から販売までアパレル業界についての広範な知識と経験に加え、経営者として事業再建の実績があります。当社においては、中期経営計画の策定・遂行にリーダーシップを発揮しております。事業に関する豊富な経験、国際経験、経営者としての法務・財務の知識など、当社を牽引するにふさわしい資質を有するものと判断しております。選任後は引き続き任意の指名・報酬委員会の委員を委嘱する予定です。

候補者
番 号

2

か とう いく ろう
加 藤 郁 郎 (1961年 1 月 4 日生)

再 任

所有する当社の株式数
14,509株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4 月	当社入社	2019年 1 月	当社執行役員第二事業本部長
2008年 7 月	当社事業本部婦人服第二事業部 エヴェックスD I V長	2020年 4 月	当社常務執行役員事業本部長
2010年 7 月	当社事業本部婦人服事業部 企画第一D I V長	2020年 5 月	当社取締役兼常務執行役員事業本部長
2012年 1 月	当社執行役員事業本部企画商品統括 事業部婦人服企画部長	2021年 4 月	当社取締役兼常務執行役員事業本 部長兼デジタルマーケティング戦 略本部長
2014年 7 月	当社執行役員事業本部ビジネス開 発事業部長	2022年 3 月	当社取締役兼専務執行役員事業本 部長兼マーケティング&デジタル戦 略本部長
2016年 7 月	当社執行役員事業本部企画統括事業部 婦人服企画部長	2024年 3 月	当社取締役兼副社長執行役員事業 統括本部長兼事業本部長、現在に 至る
2017年 1 月	当社執行役員事業本部ブランドビ ジネス部長		

取締役候補者とした理由

加藤郁郎氏は、入社以来、企画部門を歴任し、当社主要ブランドのブランディング、商品企画、生産、技術に携わり、アパレル企業の経営を担う者として必要な経験と幅広い知識を有しております。現在、当社の副社長執行役員事業統括本部長兼事業本部長として、ブランド事業の推進と多様化するマーケットに対する事業領域の拡大を図るなど当社の事業を牽引しており、中期経営計画を達成するために中心となる人材であると判断しております。

候補者
番号

3

に は し ち ひ ろ
二 橋 千 裕 (1954年 1 月26日生)

再任

社外

独立

所有する当社の株式数
一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年 4 月	株式会社伊勢丹入社	2010年 1 月	株式会社東急百貨店
2002年 6 月	同社執行役員営業本部		代表取締役社長執行役員
	MD統括部婦人営業グループ担当長	2011年 4 月	株式会社三越伊勢丹ホールディングス
2004年 6 月	同社常務執行役員営業本部MD統括部長		専務執行役員
2006年 2 月	同社専務執行役員営業本部長	2018年 2 月	株式会社東急百貨店取締役会長
2006年 6 月	同社取締役専務執行役員営業本部長	2019年 4 月	株式会社東急百貨店取締役相談役
2008年 4 月	株式会社三越伊勢丹ホールディングス	2020年 4 月	株式会社東急百貨店特別顧問
	取締役	2020年 5 月	当社社外取締役、現在に至る
2008年 6 月	株式会社伊勢丹代表取締役専務執	2022年 4 月	株式会社東急百貨店名誉顧問
	行役員営業本部長		
2010年 1 月	同社専務執行役員		

社外取締役候補者とした理由及び期待する役割等

二橋千裕氏は、長きにわたり百貨店の経営に携わり、アパレル・小売業界に精通しております。百貨店における豊富な経営経験、ブランディングやマーケティングに関する幅広い知識に基づいた意見・指摘は、中期経営計画の実現のために有益であり、また、当社取締役会における議論の活性化にも貢献いただいております。選任後は経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待しております。なお、同氏は、株式会社三越伊勢丹ホールディングスを2015年3月に退任しております。また、2020年4月以降は株式会社東急百貨店の業務執行には関与せず、2023年3月に同社名誉顧問を退任しております。

候補者
番号

4

やす だ い く お
安 田 育 生 (1953年 4 月28日生)

再任

社外

独立

所有する当社の株式数
一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年 4 月	株式会社日本長期信用銀行入行	2015年 9 月	株式会社ハウストゥ（現 株式会社
1998年 7 月	ゼネラル・エレクトリック・		And Doホールディングス）社外
	インターナショナル・インク入社		取締役
2000年 1 月	リーマン・ブラザーズ証券会社日代表	2017年10月	東海東京フィナンシャル・ホール
2003年 5 月	多摩大学ルネサンスセンター客員教授		ディングス株式会社顧問
2004年 9 月	ピナクル株式会社設立	2018年 4 月	社団法人東京ニュービジネス協議会
	代表取締役会長		特別理事、現在に至る
2005年 5 月	株式会社ティーツー取締役	2018年 4 月	公益社団法人経済同友会幹事、現在に至る
2006年 4 月	九州大学特任教授	2018年12月	ピナクルTTソリューション株式会
2009年11月	ピナクル株式会社代表取締役会長		社取締役会長
	兼社長兼CEO、現在に至る	2019年 3 月	株式会社ティークーパー顧問
2012年 3 月	社団法人東京ニュービジネス協議会理事	2020年 5 月	当社社外取締役、現在に至る
		2021年 1 月	マフォロバ株式会社代表取締役会
			長

社外取締役候補者とした理由及び期待する役割等

安田育生氏は、国内外の金融機関で豊富なビジネス経験を有しております。金融や財務の知見をもとに特にM&A、事業継承、事業再建といった分野を専門としております。金融市場・M&Aに関する見識は、事業成長に向けた中期経営計画の実現のために有益であります。選任後は経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待しております。併せて、取締役会議長及び任意の指名・報酬委員会の委員長を委嘱する予定です。

候補者
番号

5

なかもと
中本おさむ
修 (1950年10月16日生)

再任

社外

独立



所有する当社の株式数

一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1973年 3 月	八木通商株式会社入社	2007年 6 月	同社執行役員Mackintosh UK社代表取締役副会長
1994年 6 月	同社ミラノ事務所所長	2009年 6 月	同社取締役Mackintosh UK社代表取締役副会長
1996年 7 月	同社輸入服飾部長	2010年 6 月	同社取締役輸入服飾第2部担当
1999年 6 月	同社欧州総代表兼ミラノ事務所所長	2012年 4 月	同社取締役J & M Davidson事業部担当
2004年 2 月	同社ブランド事業部長兼ファッションリソース事業部長	2015年 6 月	インターブリッジ株式会社代表取締役専務
2006年 6 月	同社執行役員ブランド事業部長兼ファッションリソース事業部長	2023年 5 月	当社社外取締役、現在に至る

社外取締役候補者とした理由及び期待する役割等

中本修氏は、主に衣料品の輸入を行う商社においてブランドビジネスに関わる要職を歴任し、また、同社の海外関連会社（英国）で代表取締役副会長にも就任しております。アパレル・小売業界に精通しており、商品企画、ブランディング、海外ビジネスなど豊富な経験と幅広い知識は、中期経営計画の実現のために有益であります。選任後は経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待しております。なお、同氏は、八木通商株式会社を2015年6月に、インターブリッジ株式会社を2018年5月にそれぞれ退任しております。

候補者
番号

6

むらかみ
村上 佳代 (1967年9月16日生)

再任

社外

独立



所有する当社の株式数

一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年 9 月	エーjee株式会社入社	2020年 6 月	エン・ジャパン株式会社社外取締役
1996年12月	有限会社エムケイコネット設立	2020年 7 月	Kazu and Company合同会社代表社員兼CEO、現在に至る
2001年 5 月	ネットイヤーグループ株式会社入社	2023年 4 月	一般財団法人沖縄ITイノベーション戦略センター アドバイザリーフェロー、現在に至る
2007年 3 月	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社入社	2023年 5 月	当社社外取締役、現在に至る
2012年 9 月	楽天株式会社（現 楽天グループ株式会社）入社	2024年 6 月	プレス工業株式会社 社外取締役（監査等委員）、現在に至る
2013年 9 月	P.G.C.Dジャパン株式会社入社		
2016年10月	株式会社シナプス入社		

社外取締役候補者とした理由及び期待する役割等

村上佳代氏は、デジタルマーケティング、デジタルトランスフォーメーションを専門分野とし、その領域に精通しております。マーケティングやECに関する見識は、中期経営計画の実現のために有益であります。当社ECサイトの再構築にあたっては専門家としての見地から必要かつ的確な助言・提言をいただいております。選任後は経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待しております。併せて、任意の指名・報酬委員会の委員を委嘱する予定です。

候補者
番号

7

ひら ばやし よし き
平林 義規 (1963年2月1日生)

新任

社外

独立



所有する当社の株式数

一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4 月	三井物産株式会社入社	2016年 4 月	同社コンシューマー・ヘルスケア業務部長
2005年 5 月	同社秘書室次長（社長秘書）	2017年 4 月	同社執行役員流通事業本部長
2008年 7 月	三井物産モスクワ有限会社副社長	2021年 4 月	同社常務執行役員人事総務部長
2012年10月	三井物産株式会社コンシューマーサービス事業本部サービス事業部長	2023年 4 月	同社専務執行役員人事総務部長
2015年 4 月	同社コンシューマーサービス業務部長	2025年 4 月	同社顧問、現在に至る

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等

平林義規氏は、総合商社において生活産業分野のグローバルな経験を豊富に有しております。生活環境の変化や将来的な顧客ニーズを捉え事業展開を行うコンシューマーサービス事業、ファッション事業に携わった経験は、当社にとって有益であります。消費全般、ファッション事業、ブランドビジネスに加えて、ウェルビーイング経営、人材育成、人的資本強化に関する知見も有していることから、選任後は経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待しております。なお、同氏は2025年3月をもって三井物産株式会社の専務執行役員を退任し顧問となっており、当社の本株主総会の議案の内容が決定された時点においては同社の業務執行には関与していません。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 候補者平林義規氏は新任の取締役候補者であります。
3. 候補者二橋千裕氏、安田育生氏、中本修氏、村上佳代氏及び平林義規氏は社外取締役候補者であります。
4. 当社は、取締役候補者二橋千裕氏、安田育生氏、中本修氏及び村上佳代氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、取締役候補者平林義規氏についても東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。なお、当社は三井物産株式会社との取引はありません。当社が主要仕入先としているのは同社の持分法適用会社（出資比率50%）であるMNインターファッション株式会社であります。
6. (注)4及び(注)5の5氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。
7. 当社は、会社法第427条第1項に基づき、候補者二橋千裕氏、安田育生氏、中本修氏及び村上佳代氏との間で、法令の定める限度まで、社外取締役の責任を限定する契約を締結しており、各氏の再任が本総会において承認された場合には、各氏との間の当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、候補者平林義規氏の選任が本総会において承認された場合には、会社法第427条第1項に基づき、当社と氏との間で、法令の定める限度まで、社外取締役の責任を限定する契約を締結する予定であります。
9. 当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者であるすべての取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、引き続き当該保険契約の被保険者となり、任期途中で当該保険契約について同内容での更新を予定しております。
10. 候補者村上佳代氏が社外取締役に就任していたエン・ジャパン株式会社（以下、「エン・ジャパン」といいます。）（村上氏は2020年6月就任、2024年6月退任）において、2023年5月に連結海外子会社（中国現地法人）である英才網聯（北京）科技有限公司（以下、「英才JV」といいます。）の総経理が英才JVの預金を私的に流用していた事実が発覚しました。また、同事実の調査の過程で、エン・ジャパンが英才JVに出資した2006年以降、英才JVにおいて社会保険料が未納となっている事実が確認されました。エン・ジャパンでは、2023年5月の預金私的流用の事実の発覚以降、特別調査委員会による調査を行い、同年7月に同委員会から調査報告書を受領し、その後、同年8月に公表した再発防止策に取り組んでいます。村上氏は、上記両事実について事前には認識しておりませんでしたが、日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立った発言を行ってまいりました。上記事実の発覚後は取締役会等においてグループガバナンスの強化や再発防止に向けた更なるコンプライアンス体制の強化策等について提言するなど、その職責を適切に果たしてまいりました。
11. 候補者大江伸治氏及び加藤郁郎氏の「所有する当社の株式数」には、三陽商会役員持株会における持分を含めた実質的株数を記載しております。
12. 候補者村上佳代氏の戸籍上の氏名は、金澤佳代（かなざわ かよ）であります。

■（ご参考）本定時株主総会後の取締役・監査役（予定）のスキルマトリックス

＜当社の取締役会に必要なスキル＞

当社の取締役・監査役選任基準においては、取締役・監査役にふさわしい人格・見識を有すること、持続的な企業価値向上に資する十分な経験と専門性を有すること、経営監督を行う識見・能力を有すること、客観的に分析・判断する能力を有すること等をその選任基準として定めております。

また、新たに策定した中期経営計画（2026年2月期～2028年2月期）は、「アッパーミドル市場で圧倒的な存在感と競争優位性を持ったトップランナーを目指す」こと、並びに「新たな成長戦略を遂行し、事業規模の拡大とポートフォリオの最適化を図る」ことを長期目標として掲げており、長期目標からバックキャストし、達成に向けた三か年計画を立案しております。長期目標達成に向けたアプローチとして、オーガニックグロースの継続、新たな成長戦略/M&A、ブランド戦略、チャネル戦略を推進することとしております。

本計画達成のため、また同時に透明性の高い経営を維持するため、取締役会の構成は以下のスキルを備えるべきであると考えます。

本定時株主総会後の取締役・監査役（予定）が有する主な知識・経験・能力は、次のとおりです。

	取 締 役				
	おお え しん じ 大 江 伸 治	か とう いく ろう 加 藤 郁 郎	に は し ち ひろ 二 橋 千 裕	やす だ いく お 安 田 育 生	なか もと おさむ 中 本 修
社外／独立役員			社外 独立	社外 独立	社外 独立
委員会等の状況	指名・報酬委員会委員			取締役会議長 指名・報酬委員会委員長	
企業経営経験	○	○	○	○	○
業界・小売全般についての知見	○	○	○		○
ブランディング	○	○	○		○
商品企画／生産・技術	○	○			○
マーケティング／CRM	○	○	○		
EC／OMO		○			
国際経験／海外ビジネス	○			○	○
金融市場／M&A	○			○	
法務／コンプライアンス	○	○			
財務／税務／会計	○			○	
人材戦略／人材育成	○				

＜選定した各スキルの定義＞

企業経営経験	経営経験や、経営の監督に関する知識・経験
業界・小売全般についての知見	アパレル業界に関する知見や、当社のチャネル戦略を推進する上で必要とされる百貨店・直営店・アウトレット等の小売におけるビジネス経験
ブランディング	当社のブランド戦略推進のために必要なブランド世界観の表現やブランド価値向上等、ブランディング分野における知見や、ライセンス事業拡大に必要なとされるビジネス経験
商品企画 生産・技術	当社の強みである高品質・高品位・高付加価値商品を生み出すための商品企画・生産、及びそれを支える技術・品質管理分野等における知見
マーケティング CRM	当社のマーケティング戦略の推進に必要なマーケティング分野における広範な知識や、CRM（カスタマー・リレーションシップ・マネジメント）に関する知見
EC OMO	当社のEC戦略を推進するために、ECと実店舗の相互補完体制（OMO＝オンラインとオフラインの融合）確立に必要なEC分野の広範な知見や、越境EC、インバウンド対応に関する知見
国際経験 海外ビジネス	将来の海外事業展開等を検討する上で必要な国際経験や、ライセンス事業を含めた海外ビジネスに関する知見
金融市場 M&A	プライム市場上場企業経営に必要な金融市場に関する専門知識と、将来の成長戦略の手段の一つであるM&Aに関する知見
法務 コンプライアンス	法曹分野の専門知識や、同分野における指導的役割を務めた経験
財務／税務／会計	財務・税務・会計分野の専門知識や、同分野における指導的役割を務めた経験
人材戦略／人材育成	「個の能力の最大化」と「個の能力の最大発揮と多彩な知識・経験の糾合によるシナジー創出」による総合力の向上を図る人的資本への投資強化等を遂行する上で必要とされる知見

取 締 役		監 査 役			
むら かみ かよ 村 上 佳 代	ひら ばやし よし き 平 林 義 規	い とう ろく いち 伊 藤 六 一	いい むら そむく 飯 村 北	ふく だ あつし 福 田 厚	
社外 独立	社外 独立		社外 独立	社外 独立	社外／独立役員
指名・報酬委員会委員		監査役会議長			委員会等の状況
○	○				企業経営経験
	○	○			業界・小売全般についての知見
	○				ブランディング
					商品企画／生産・技術
○	○				マーケティング／CRM
○					EC／OMO
	○				国際経験／海外ビジネス
					金融市場／M&A
		○	○	○	法務／コンプライアンス
		○	○	○	財務／税務／会計
	○				人材戦略／人材育成

※伊藤六一氏及び福田厚氏は当社第79期定時株主総会において、飯村北氏は当社第81期定時株主総会において監査役に選任され就任しております。
※本スキルマトリックスは、取締役（候補者）及び監査役の有する全ての知識・経験・能力を表すものではありません。

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、円安や資源価格の上昇、さらには内外の政治情勢の変動の影響を受けつつも、好調な企業業績や緩やかな金融政策を背景に緩やかな回復基調が続いております。個人消費も物価上昇の影響がみられるものの、賃上げの定着による所得環境改善が徐々に進みつつあり、底堅い基調で推移しております。

当アパレル・ファッション業界の市況は、前期のコロナ禍沈静化に伴う反動需要が一巡したことや、秋口の記録的な高気温の影響により秋冬商戦の初動が遅れたこと等の影響を受けながらも、引き続き旺盛なインバウンド需要にも支えられ、ラグジュアリーブランド中心に堅調な推移となりました。

こうした状況の下、当社グループは、商品力と販売力の抜本強化を重点課題に掲げ、中期経営計画（2023年2月期～2025年2月期）の最終年度となる当期計画達成に取り組んでまいりましたが、第1四半期において前期のコロナ禍終息後のリベンジ消費の反動が出たことや、第3四半期において晩夏から秋にかけての記録的な高気温の影響により秋冬商戦の始動が大幅に遅れ苦戦を強いられたことの影響が大きく、第4四半期でやや持ち直したものの、通期の売上高は前年を下回る結果となりました。一方で、繰越在庫の適正化やセール販売の値引き幅抑制等により、売上総利益率は前年を上回ることができました。また、販売費及び一般管理費も、人材への投資や新規出店加速等の成長投資を除く固定費の抑制に努めた結果、計画を下回っております。しかしながら、売上高減少による売上総利益の減少をカバーするには至らず、営業利益は前年を下回る結果となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は605億2千6百万円、営業利益は27億1千5百万円、経常利益は28億2千5百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は40億7百万円となりました。

部門別売上状況

区 分	売上高	構成比率
紳士服・洋品	24,683 百万円	40.8 %
婦人服・洋品	31,163	51.5
服飾品他	4,679	7.7
合 計	60,526	100.0

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は、出店等による店舗設備等で総額5億8千万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、長期借入金の借換えを実行しております。

なお、当連結会計年度の期末残高は69億3千万円であります。

(4) 重要な企業再編等の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

(5) 対処すべき課題

<今後の見通しについて>

今後の見通しにつきましては、4月14日の第82期決算公表に併せて、2028年2月期を最終年度とする三か年計画「中期経営計画（2026年2月期～2028年2月期）」を開示しております。詳細は下記に記載のとおりですが、本計画においては、長期目標として売上高1,000億円、営業利益率10%、ROE10%の達成と「アップーミドル市場で圧倒的な存在感と競争優位性を持ったトップランナーを目指す」こと、並びに「新たな成長戦略を遂行し、事業規模の拡大とポートフォリオの最適化を図る」ことを掲げており、この長期目標達成を前提とする中期三か年の計画を策定しております。

<中期経営計画（2026年2月期～2028年2月期）>

Mission（＝経営理念）

ファッションを通じ、美しく豊かな生活文化を創造し、社会の発展に貢献します。

Vision

高い価値創造力と強靱な収益力を併せ持った、またサステナブルな社会の実現に貢献することができる、エクセレント・カンパニーを目指す

Values

高品質・高品位・高付加価値商品を生み出すスキル

優良なブランドポートフォリオとブランドビジネス遂行能力

クリエイティブでかつ高い倫理観を持った社員

優れた統治能力を持った経営者及び経営体制

1. 長期目標と中期経営計画（2026年2月期～2028年2月期）の位置付け

当社は売上高1,000億円、営業利益率10%、ROE10%の達成と「アップーミドル市場で圧倒的な存在感と競争優位性を持ったトップランナーを目指す」こと、並びに「新たな成長戦略を遂行し、事業規模の拡大とポートフォリオの最適化を図る」ことを長期目標として掲げており、長期目標からバックキャストし、達成に向けた三か年計画を立案しております。中期経営計画期間を通じてブランド価値向上をレバレッジとした事業領域拡張/市場拡大、及び新たな成長戦略/M&Aを推進し、最終年度である2028年2月期に売上高700億円、営業利益

率7.1%、ROE10.7%を定量目標として掲げております。

2. 長期目標達成に向けたアプローチ

オーガニックグロースの継続

新規出店の強化、EC専用ブランドの立ち上げによる売上高の確保、調達原価率の抑制、インベントリーコントロール、プロパー販売比率の改善による粗利率の改善に継続的に取り組み、2028年2月期の売上高700億円、売上総利益率64.0%を達成してまいります。また、商品の「イノベーション」と「グレードアップ」を通じた商品の価値と価格のバランスポイントの引き上げや顧客接点強化によるカスタマーエクイティの向上、販売人材育成を通じた接客サービスの抜本改善にも取り組み、ブランド価値向上を実現します。

新たな成長戦略/M&A

ブランド価値向上をレバレッジとして事業領域拡張と市場拡大を図ります。既存ブランドの事業領域拡張においては雑貨の拡充を始め、子供服等の新カテゴリーへの拡張を検討してまいります。EC専用ブランドや商業施設を主販路とする新規自社ブランドの開発や海外卸売、越境ECを通じた海外展開、新たな商標権取得等のM&Aも積極的に具体的な案件を検討し、実行いたします。

ブランド戦略

7つの基幹ブランドはブランド価値の向上と、各ブランドの売上高100億円体制を早期に構築することで、確固たる事業・収益基盤の確立を目指します。チャレンジ領域ブランドは中期経営計画期間中に収益基盤を確立し、将来の成長エンジンとします。

チャネル戦略

主力販路の百貨店は、新たな顧客層の取り込みと売場環境改善、及び運営効率化の両面から改めて出店を強化してまいります。直営店は、基幹ブランドの旗艦店出店を通じてブランド価値の更なる向上を図ります。ECはプロパーサイト化と実店舗との相互補完体制の確立を目指し、ブランド全体の底上げを実現します。また、EC専用ブランドのローンチにより、EC販路独自の商品戦略に基づく販売強化にも取り組んでまいります。

3. 資本戦略

株主資本コストを上回るROE目標の達成、及びIR活動の更なる強化、中期経営計画の実行によりPBRの改善を図ります。7つの基幹ブランドを擁する強固なポートフォリオをベースとした成長戦略の実行と新たな成長戦略やM&Aを通じて利益を積み増し、配当水準の段階的な向上と自社株式取得等、株主還元の更なる強化策を講じることにより平時のROE10%の達成を目指します。また、利益の最大化により蓄積されたキャッシュは成長投資と社員還元、株主還元の強化に積極的に活用し、適正化を図ります。

<2026年2月期計画>

「中期経営計画（2026年2月期～2028年2月期）」の初年度にあたる2026年2月期は新規出店、EC専用ブランドのローンチ等により前年差20億円の増収を計画しております。調達原価率の抑制、インベントリーコントロール、プロパー販売比率の改善等を継続推進し、売上総利益率は前年差+0.7ptの63.2%を目指します。また、全社横

断の商品開発委員会を軸とした商品の「イノベーション」と「グレードアップ」、及び顧客コミュニケーションの精度向上や新規顧客の獲得を進めてまいります。

2026年2月期通期連結業績予想につきましては、売上高625億円、営業利益33億円、経常利益33億円、親会社株主に帰属する当期純利益41億円といたします。

<利益配分に関する基本方針>

当社グループは、株主還元を重要な経営課題の一つと位置付けており、2023年10月6日公表の「PBR改善計画」に掲げた株主還元強化方針に基づき、配当水準を段階的に引き上げてまいりました。当期の配当につきましてはDOE4%の1株当たり年129円を予定しております。次期の配当もDOE4%とし、年間配当は1株当たり139円、うち中間配当は1株当たり69円を予想しています。なお、当社はこれまで年1回の期末配当を実施してまいりましたが、今般、中長期的な株式価値向上と株主の皆様への利益還元の機会を充実させることを目的として、2026年2月期より、中間配当、期末配当の年2回の剰余金の配当を行うこととしております。

中期経営計画（2026年2月期～2028年2月期）及び2026年2月期計画の詳細につきましては、当社ホームページ→投資家情報→経営方針→中期経営計画に掲載しておりますのでご参照ください。
(<https://www.sanyo-shokai.co.jp/ir/management/medium-term/>)

<政策保有株式の縮減状況>

当社グループは、個別の保有株式について、毎年、取締役会においてその保有目的や最近の配当状況及び株価等を確認の上、当社の資本コストと照らし合わせた経済合理性と、保有を継続することに係るリスクについて検証を行います。検証の結果、保有意義の薄れた株式については、当該企業の状況を勘案した上で段階的に売却を進めることとしております。本方針に則り2025年1月に一部売却を実行した結果、2025年2月期末の政策保有株式保有額は連結純資産比で14.9%となりました。なお、中期経営計画期間においても漸次縮減する方針です。

<サステナビリティに関する考え方及び取り組み>

1. マテリアリティ（重要課題）

地球温暖化による気候変動に加え、人権問題など責任ある調達や循環型社会の実現、人的資本経営への転換など、特にファッション産業が抱える環境・社会課題は多岐に亘っております。当社グループもこうした課題解決の一翼を担うべく、「持続可能な地球環境への貢献」、「サーキュラーエコノミーへの取り組み」、「CSR調達の更なる推進」、「多様性の尊重と働きがいのある職場づくり」の4つのマテリアリティを特定し、年次見直しを実施することでその適正化を図っております。そしてこれら4つのマテリアリティそれぞれに定量目標を設定し、その達成に向けた個別アクションプランを推進しております。アクションプランの推進にあたっては、従業員一人ひとりが自らの課題として取り組むとともに、サプライチェーン全体における大きな課題については、パートナーシップを深化させて協働してまいります。

2. 推進体制

当社グループは、サステナビリティに関する課題に対応するため、経営会議直下にサステナビリティ委員会を設置し、当社グループが直面する環境、社会面の課題に対する実行計画策定、進捗のモニタリングを実施しております。

サステナビリティ委員会は専務執行役員経営統轄本部長が委員長、主要部門の部門長が委員を務め、常勤監査役が

常時陪席し、サステナビリティ推進室が事務局を担当しています。委員会における協議事項は経営会議にて決定・承認するとともに、定期的に取り締役会へ報告することで取締役会の監督が適切に行われる体制を整備しております。

2024年度は委員会を9回開催し、経営会議に7回、取締役会/取締役説明会に5回報告しました。

3. サステナビリティ課題への取り組み

2025年2月に、サステナビリティ基本方針、環境方針、人権方針、人的資本方針等のサステナビリティ関連方針の年次見直しを実施し、人的資本方針を3月に更新いたしました。当社グループはこれらの方針に則り、取り組みを推進してまいります。

①気候変動課題

GHG（温室効果ガス）排出量の長期削減目標としてScope 1・2の排出量を2050年度までにネットゼロとすることを定めております。この達成に向け2024年度に東京本社ビルを再生可能エネルギー100%の電力に切り替えました。また、2025年3月にSBT（Science Based Targets）認定を取得し、パリ協定が定める水準に整合する中期削減目標として「2030年度までに2019年度比でScope 1・2を52%削減、Scope 3（カテゴリ1・3・4・12）を30%削減」することを再設定いたしました。在庫削減/仕入管理による廃棄削減、環境配慮型素材への段階的な置き換え、サプライチェーン全体での取り組み等のGHG排出量削減策を引き続き実行してまいります。

②資源循環課題

サーキュラーエコノミーへの取り組みに関しては、2024年度に当社グループの3R活動である「SANYO RE: PROJECT」を立ち上げ、リユースを前提とした衣料回収活動と、認定リユース品「RE: SANYO」の販売を開始しました。2025年度はリユース事業の拡大に加え、新たに事業活動における廃棄物削減を推進し、循環型社会への貢献と持続可能なビジネスモデルの両立にチャレンジしてまいります。

また、環境負荷の低い物流を目指して、CO₂排出量・資源使用量・廃棄物量の削減を図るべく、物流過程におけるプラスチックのリデュース・リユース・リサイクルを推進し、プラスチックの使用削減、マテリアルリサイクルに取り組んでおります。

③人権課題

生産過程における人権の尊重については、2019年に三陽商会取引行動規範（SANYO Code of Conduct）基本ガイドラインを定め、これに則り生産数の約9割をカバーする取引工場を対象に第三者機関における工場監査を実施し、監査実績に応じたランク付けと改善指導によるCSR調達を行っております。

当社グループの人権デュー・ディリジェンスへの取り組みの一つとして、2024年3月に三陽アラーム制度（コンプライアンスに関する通報制度）を拡充し外部通報窓口を新設いたしました。4月には国連グローバル・コンパクトに正式加入し、4分野（人権・労働・環境・腐敗防止）10原則への賛同を表明しております。

④人的資本課題

当社グループは人的資本の強化が企業価値向上のための重要な課題であると認識し、「プロフェッショナル人材の育成を通じた個の能力の最大化、及び人事インフラ整備を通じた個の能力の最大発揮と多彩な知識・経験の糾合によるシナジー創出による、総合力向上に取り組む」ことを人的資本方針に定めました。多様なバックグラウンドを有する従業員の能力の最大化を支援し、それぞれが活躍できる環境を整備してまいります。

4. 主要な指標/目標及び進捗状況

当社グループが特定した4つのマテリアリティにおける主要な指標/目標は以下のとおりです。

マテリアリティ	指標	目標	目標年度	24年2月期実績
持続可能な地球環境への貢献	GHG排出量Scope 1・2削減※	①52%削減 2019年度比	2030	29%削減
		②ネットゼロ	2050	
	GHG排出量Scope 3削減※ (カテゴリ1・3・4・12)	30%削減 2019年度比	2030	32%削減

※GHG排出量削減率は前連結会計年度実績

マテリアリティ	指標	目標	目標年度	25年2月期実績
サーキュラーエコノミーへの取り組み	ハンガーカバー、ニットカットソー用包装プラスチックのマテリアルリサイクル率	50%	2030	11.9%
CSR調達の更なる推進	CSR工場監査 Aランク工場比率	90%以上	2030	86.7%
多様性の尊重と働きがいのある職場づくり	女性管理職比率※	20%	2026	9.3%
	男性の育児休業取得率※	100%		100%
	男女間賃金格差（男性を1とした場合の女性の割合/全職種）※	72%		69.9%

※女性管理職比率、男性の育児休業取得率、男女間賃金格差は当社単体の実績

当社グループは、全社を挙げてサステナブルな社会の実現に貢献することを目標に掲げ、事業を推進してまいります。

なお、サステナビリティ活動に関する最新情報につきましては、当社ホームページ→サステナビリティに掲載しておりますのでご参照ください。（<https://www.sanyo-shokai.co.jp/sustainability/>）

<事業等のリスク情報>

1. 特に重要なリスク

①原材料価格の変動リスクについて

世界的な経済情勢の変化や需給バランスの変動により、当社グループが使用する繊維原料や副資材の価格が大きく変動する可能性があります。当社グループでは、適切な価格転嫁や原価低減努力を行っておりますが、原材料価格の急激な上昇や長期的な高止まりが生じた場合、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに重大な影響を及ぼす可能性があります。

②グローバルサプライチェーンに関するリスク

当社グループは、生産拠点の多くを中国やその他アジア諸国に置いております。これらの地域における政治的・経済的不安定性、労働環境の変化、法規制の強化、自然災害、感染症の流行等により、製造活動や物流に支障が生じた場合、商品の供給が滞り、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに重大な影響を及ぼす可能性があります。

2. 重要なリスク

①感染症拡大によるリスク

新型コロナウイルス感染症の世界的流行を教訓に、当社グループでは従業員の安全確保と事業継続のための対策を講じております。しかしながら、新たな感染症の発生や再流行により、店舗の営業制限、消費マインドの低下、サプライチェーンの混乱等が生じた場合、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

②ファッショントレンドの変化によるリスク

当社グループの主力商品であるファッション衣料は、消費者の嗜好や流行の変化に大きく影響されます。当社グループでは、市場動向の分析や消費者ニーズの把握に努め、トレンドに即した商品開発を行っておりますが、予測を超える急激なトレンドの変化や消費者嗜好の変化が生じた場合、在庫リスクの増大や販売機会の損失につながり、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

③ブランドライセンス契約に関するリスク

当社グループは、複数の海外ブランドとライセンス契約を締結し、製品の製造・販売を行っております。これらのライセンスブランドは当社グループの売上高の相当部分を占めており、戦略的に重要な位置づけにあります。当社グループは、ライセンサーとの良好な関係維持に努めておりますが、契約条件の変更や契約解除、ブランドの市場競争力低下等が生じた場合、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

④気候変動及び異常気象のリスク

ファッション衣料の需要は、季節や天候の影響を受けやすい特性があります。当社グループでは、気象情報

を活用した生産・販売計画の立案や、機動的な在庫調整を行っておりますが、冷夏や暖冬などの異常気象が発生した場合、季節商品の需要減少や在庫増加につながり、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。また、気候変動に伴う環境規制の強化や消費者の環境意識の高まりに対応するため、当社グループではサステナビリティ戦略を推進しておりますが、これらの取り組みが不十分と評価された場合、レピュテーションリスクや競争力低下につながる可能性があります。

⑤為替変動リスク

当社グループは、海外からの商品調達や海外子会社の運営を行っており、為替相場の変動は、仕入コストや海外事業の業績に影響を与えます。当社グループでは、為替予約等によるリスクヘッジを行っておりますが、急激な為替変動が生じた場合、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

⑥製品の品質と安全性に関するリスク

当社グループは、厳格な品質管理基準を設け、安全で高品質な製品の提供に努めております。しかしながら、予期せぬ品質問題や製造物責任に関わる事故が発生した場合、製品の回収・交換コストの発生、ブランドイメージの毀損、信用低下等により、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

⑦情報セキュリティに関するリスク

当社グループは、顧客の個人情報を多数保有しております。これらの情報管理については、社内規程の整備、従業員教育、システムセキュリティの強化等の対策を講じておりますが、不正アクセスやサイバー攻撃等により情報漏洩が発生した場合、損害賠償責任の発生や社会的信用の低下により、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

⑧法的規制及びコンプライアンスに関するリスク

当社グループは、国内外で事業を展開する上で、各国の法令や規制を遵守する必要があります。当社グループでは、コンプライアンス体制の強化とその従業員教育に努めておりますが、法令違反や社会規範に反する行為等が発生した場合、罰金等の法的制裁、社会的信用の低下、事業活動の制限等により、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

以上、10項目の他、重大事故、政治経済情勢の変化、金融市場の変動等、様々なリスクが当社グループの事業活動に影響を及ぼす可能性があります。当社グループでは、これらのリスクを認識した上で、その発生可能性の低減と影響の軽減に努めてまいります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第79期 自 2021年 3 月 1 日 至 2022年 2 月28日	第80期 自 2022年 3 月 1 日 至 2023年 2 月28日	第81期 自 2023年 3 月 1 日 至 2024年 2 月29日	第82期 (当連結会計年度) 自 2024年 3 月 1 日 至 2025年 2 月28日
売上高 (百万円)	38,642	58,273	61,353	60,526
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△735	2,437	3,184	2,825
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	661	2,155	2,787	4,007
1株当たり当期純利益金額 (円)	54.59	178.68	238.96	351.48
総資産 (百万円)	51,629	54,413	58,758	57,017
純資産 (百万円)	33,920	36,435	41,258	39,301

(注) 第80期より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第80期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(7) 親会社及び重要な子会社の状況 (2025年2月28日現在)

1. 親会社の状況

該当事項はありません。

2. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
上海三陽時裝商貿有限公司	155,484 千元	100.0 %	海外生産支援業務
エコアルフ・ジャパン(株)	100 百万円	70.6 %	日本国内における商標の管理・運用、ライセンス供与

(8) 主要な事業内容 (2025年2月28日現在)

区 分	主要品目
紳士服・洋品	コート・スーツ・ジャケット・スラックス・セーター・シャツ等
婦人服・洋品	コート・ドレス・スーツ・ジャケット・スカート・セーター・シャツ・ブラウス等
服飾品他	バッグ・ベルト・傘・ハンカチ・アクセサリ等

(9) 主要な事業所 (2025年2月28日現在)

会 社 名	区 分	名 称	所在地
(株)三陽商会	当 社	本社 本社別館 (通称ブルークロスビル) 大阪支店 名古屋支店 福岡支店 札幌営業所	東京都新宿区 東京都新宿区 大阪府大阪市中央区 愛知県名古屋市中区 福岡県福岡市中央区 北海道札幌市中央区
上海三陽時装商貿有限公司	子会社	本社	中国上海市
エコアルフ・ジャパン(株)	子会社	本社	東京都新宿区

(10) 従業員の状況 (2025年2月28日現在)

1. 企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
男 性	461 名	1 (減) 名
女 性	688	0
合 計	1,149	1 (減)

(注) 上記従業員数の他に期中平均人員1,437名の嘱託及び臨時販売員を雇用しております。

2. 当社の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
男 性	458 名	1 (減) 名	44.9 才	16.9 年
女 性	684	0	41.7	14.1
合計又は平均	1,142	1 (減)	43.0	15.2

(注) 上記従業員数の他に期中平均人員1,437名の嘱託及び臨時販売員を雇用しております。

(11) 主要な借入先の状況 (2025年2月28日現在)

借 入 先	借 入 額
(株)三菱UFJ銀行	3,000 百万円
(株)三井住友銀行	2,000 百万円
(株)みずほ銀行	1,000 百万円
(株)商工組合中央金庫	930 百万円

2 会社の株式に関する事項 (2025年2月28日現在)

(1) 発行可能株式総数 40,000,000株

(2) 発行済株式の総数 10,669,653株
(自己株式1,953,281株を除く)

(3) 株主数 18,750名

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
八木通商(株)	1,600 千株	15.00 %
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	1,180	11.06
(株)日本カストディ銀行(三井住友信託銀行再信託分・三井物産(株)退職給付信託口)	757	7.10
三井物産(株)	345	3.24
明治安田生命保険相互会社	270	2.53
BBH BOSTON FOR NOMURA JAPAN SMALLER CAPITALIZATION FUND 620065	196	1.84
(株)日本カストディ銀行 (信託口)	175	1.65
INTERACTIVE BROKERS LLC	158	1.48
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	140	1.32
JP JPMSE LUX RE BARCLAYS CAPITAL SEC LTD EQ CO	115	1.08

(注) 1. 当社は、自己株式を1,953,281株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式1,953,281株を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として役員に交付した株式の状況

当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。当事業年度中に交付した当該株式の数は次のとおりです。

区分	株式数	交付を受けた人数
取締役 (社外取締役を除く)	5,700株	2名

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2025年2月28日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大 江 伸 治	兼 社長執行役員
取 締 役	加 藤 郁 郎	兼 副社長執行役員 事業統轄本部長 兼 事業本部長
取 締 役	椎 名 幹 芳	
取 締 役	二 橋 千 裕	
取 締 役	安 田 育 生	ピナクル(株) 代表取締役会長 兼 社長 兼 CEO
取 締 役	中 本 修	
取 締 役	村 上 佳 代	Kazu and Company合同会社 代表社員 兼 CEO、プレス工業(株) 社外取締役（監査等委員）
常 勤 監 査 役	伊 藤 六 一	
監 査 役	飯 村 北	弁護士、古河電池(株) 社外取締役、(株)ヤマダホールディングス 社外取締役（監査等委員）
監 査 役	福 田 厚	公認会計士、ニチバン(株) 社外監査役

- (注) 1. 取締役椎名幹芳氏、二橋千裕氏、安田育生氏、中本修氏及び村上佳代氏は、社外取締役であります。
2. 監査役飯村北氏及び福田厚氏は、社外監査役であります。
3. 監査役福田厚氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役椎名幹芳氏、二橋千裕氏、安田育生氏、中本修氏及び村上佳代氏並びに監査役飯村北氏及び福田厚氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、各社外取締役及び各監査役との間で、法令の定める限度まで、社外取締役及び監査役の責任を限定する契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。

- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することになった訴訟費用及び損害賠償金等を補填の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、補填の対象外としております。
- ・当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

(4) 役員報酬等の内容の決定に関して

当社は、次のとおり役員報酬の決定に関する方針について決議しております。当該取締役会の決議に際しては、予めその内容について任意の指名・報酬委員会の審議・答申を経ております。

<報酬の決定に関する基本方針>

取締役の報酬等の総額は、基本報酬としてその職責と役位に応じて支給する固定の月額報酬、業績連動報酬として業績等に基づき支給する賞与、及び譲渡制限付株式報酬で構成されております。その構成は、固定の月額報酬を70%とし、賞与は0%～22.5%の範囲で変動（100%達成時は15%）、譲渡制限付株式報酬を15%と設定しております。また、社外取締役の報酬は、独立性の観点から業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬を支給せず、固定の月額報酬のみで構成されております。

取締役の報酬額は、社外取締役を委員長とする任意の指名・報酬委員会にて他社水準との比較や経営内容及び役位等を踏まえ審議された後、取締役会において決定されております。

監査役の報酬等の総額は、常勤監査役と社外監査役各々の業務内容等を勘案し、監査役の協議により決定しております。なお、監査役につきましては、独立性確保の観点から、固定の月額報酬のみとしております。

<業績連動報酬について>

取締役（社外取締役を除く）の業績連動報酬は、営業利益の黒字化を前提とし、企業の収益性を図る指標となる連結営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益の達成度に応じて算定した上で、賞与として支給されております。

なお、各指標の実績については「連結損益計算書」に記載のとおりです。

＜譲渡制限付株式報酬について＞

譲渡制限付株式報酬は株価変動を株主の皆様と共有し、中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブ付与を目的として、取締役会決議により毎年一定の時期に業務執行取締役譲渡制限期間が付いた株式をその役位等に基づき割り当てるものであります。譲渡制限期間は3年間から5年間までの間で取締役会が予め定める期間としております。

非金銭報酬等である譲渡制限付株式報酬は、その役位等に基づき、取締役各人に対して支給する金銭報酬債権を現物出資させる方法により、譲渡制限付株式を割り当てる形で支給されております。

＜個人別報酬の決定について＞

取締役の個人別の報酬等の内容は、透明性を確保するため独立性の高い任意の指名・報酬委員会の審議を経て取締役会において決定していることから、役員報酬の決定に関する方針に沿うものであると判断しております。

（5）当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 （百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数（人）
		固定報酬	業績連動報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 （うち社外取締役）	133 （36）	106 （36）	12 （―）	14 （―）	7 （5）
監査役 （うち社外監査役）	33 （14）	33 （14）	― （―）	― （―）	3 （2）

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬による報酬額は、当事業年度に費用計上した額であります。
3. 譲渡制限付株式報酬による報酬額は、当事業年度に費用計上した額であります。
4. 取締役の報酬等の総額は、2007年3月29日開催の第64期定時株主総会において、年額450百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名です。また、上記の報酬枠の範囲内で、2019年3月28日開催の第76期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対して、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、支給する金銭報酬債権の総額は年額100百万円以内、かつ、年50,000株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数（社外取締役を除く）は5名です。
5. 監査役の報酬等の総額は、2007年3月29日開催の第64期定時株主総会において、年額80百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。

5 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の重要な兼職の状況等 (2025年2月28日現在)

	氏 名	重要な兼職先	当社との関係
取締役	椎 名 幹 芳	—	—
	二 橋 千 裕	—	—
	安 田 育 生	ピナクル(株) 代表取締役会長 兼 社長 兼 CEO	特別の関係はありません。
	中 本 修	—	—
	村 上 佳 代	Kazu and Company合同会社 代表社員 兼 CEO プレス工業(株) 社外取締役 (監査等委員)	特別の関係はありません。 特別の関係はありません。
監査役	飯 村 北	古河電池(株) 社外取締役 (株)ヤマダホールディングス 社外取締役 (監査等委員)	特別の関係はありません。 特別の関係はありません。
	福 田 厚	ニチバン(株) 社外監査役	特別の関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

	氏 名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主な活動状況及び 期待される役割に対して行った職務の概要
取締役	椎 名 幹 芳	14回中13回 (93%)	—	取締役会においては、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、議案の審議に有益かつ必要な発言を適宜行い、また、取締役会議長並びに任意の指名・報酬委員会の委員長として議事を円滑かつ適正に進行させ、期待される役割、責務を果たしております。
	二 橋 千 裕	14回中14回 (100%)	—	取締役会においては、企業経営者として長年にわたり培ってきた豊富な経験と幅広い知識に基づき、議案の審議に有益かつ必要な発言を適宜行い、期待される役割、責務を果たしております。
	安 田 育 生	14回中14回 (100%)	—	取締役会においては、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、議案の審議に有益かつ必要な発言を適宜行い、また、任意の指名・報酬委員会の委員も務め、期待される役割、責務を果たしております。
	中 本 修	14回中14回 (100%)	—	取締役会においては、商品企画、ブランディング、海外ビジネスについての豊富な経験と幅広い知識に基づき、議案の審議に有益かつ必要な発言を適宜行い、期待される役割、責務を果たしております。
	村 上 佳 代	14回中14回 (100%)	—	取締役会においては、マーケティングやＥＣについての豊富な経験と幅広い知識に基づき、議案の審議に有益かつ必要な発言を適宜行い、期待される役割、責務を果たしております。
監査役	飯 村 北	14回中14回 (100%)	13回中13回 (100%)	弁護士としての豊富な経験に基づき、社外監査役として中立かつ客観的観点から議案の審議に必要な発言を適宜行い、期待される役割、責務を果たしております。
	福 田 厚	14回中14回 (100%)	13回中13回 (100%)	公認会計士としての豊富な経験に基づき、社外監査役として中立かつ客観的観点から議案の審議に必要な発言を適宜行い、期待される役割、責務を果たしております。

6 会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法（1948年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額	75百万円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	77百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び監査報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の監査報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である商標使用料に関する合意された手続業務等を委託しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

7 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 当社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 取締役会は、法令・定款及び取締役執務規程等に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督しております。
2. 社長直轄の内部監査室は、内部監査規程に基づき業務全般に関して法令・定款及び社内規程等の遵守状況、職務執行の手続の妥当性について、作成した計画に基づいて定期的に内部監査を実施し、取締役及び監査役に対して、その結果を報告しております。
3. コンプライアンス委員会、内部統制委員会、内部監査室の活動を通じ、コンプライアンス体制の充実を図っております。
4. サステナビリティ基本方針、企業行動基準、就業規則、コンプライアンス規程、重要情報の適時開示と内部者取引防止規程等、行動規範に結びつく各種の規程、基準等を備え、その周知徹底を図っております。
5. 社内取締役、社内常勤監査役、執行役員を対象に、外部専門家によるコンプライアンスに関するウェブ講義を行いました。また、新任の社内取締役、執行役員に対しては、新任役員に求められる義務と責任に関する特別研修を行うことを義務化しております。
6. 当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人が法令・定款及び各種社内規程等に違反する行為を発見した場合、職制を通じての報告のほか、当社内の通報窓口又は社外の顧問弁護士を通じて当社に通報できるコンプライアンスに関する通報制度（三陽アラーム制度）により、代表取締役社長を含む経営陣及び監査役、コンプライアンス委員長に速やかに報告が上がるよう体制を整備しております。
7. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応し、これら勢力及び団体とは一切関わらない方針をコンプライアンス規程に明記しております。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行・意思決定に関わる取締役会議事録、経営会議議事録、執行役員会議事録、稟議書、各種申請書及び契約書等を文書保存規程の定めるところにより作成・保存し、また、それら文書の管理体制を整備しております。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 当社の業務に関連するリスクとして、「犯罪リスク」、「PL関連リスク」、「営業リスク」、「労務管理リスク」、「市場リスク」及び「災害リスク」等が考えられますが、かかるリスクに基づく損失の発生防止のための各種規程及びマニュアルを策定するとともに、コンプライアンス委員会、内部統制委員会を通じて危機管理についての社内啓発・教育を実施しております。また当該損失の防止策が実効的に機能することを確保する

ため、内部監査室はその状況について監視しております。

2. 損失の危険が発生した場合は、危機管理規程に則り、危機管理委員会がその種類に応じて対応しております。
3. リスク管理の中核となる責任者として「コンプライアンス委員長」を任命し、同委員長は社内のあらゆる情報にアクセス権を有し、社外取締役及び監査役会への当該関連案件の報告義務を負っています。また法令遵守に関する広義のコンプライアンスリスクに対応する観点から、コンプライアンス委員長の下にコンプライアンス委員会を設置し、四半期に1回を原則として開催しております。
4. 損失の危険の管理に関する委員会等の名称と役割は次のとおりです。

『危機管理委員会』

「犯罪リスク」、「PL関連リスク」、「営業リスク」、「労務管理リスク」、「市場リスク」、「災害リスク」の発生時において、各種リスク毎に定めた関係部門による対策本部を組織し、適切な管理体制を構築し運営しております。

また、上記以外の新たなリスクの発生時には、危機管理委員長が必要に応じて別途対策本部を定め、適切な管理体制を構築し運営しております。

『コンプライアンス委員会』

同委員会においては、四半期毎に認識された下記の各種リスクに関する懸念事項を共有し、適宜問題の解決を図っております。

<コンプライアンス委員会が検討する各種リスク>

- ① 法令違反行為全般に関するリスク
- ② 企画・製造・販売の事業活動に関する取引先リスク
- ③ 金銭授受、支払い、インサイダー、税務に関するリスク
- ④ 資産管理・活用、株主対応に関するリスク
- ⑤ 個人情報をはじめとする情報資産の漏洩リスク
- ⑥ マーケット及び消費者対応に関するリスク
- ⑦ 労務案件に関するリスク
- ⑧ 人権に関するリスク
- ⑨ 内部監査、内部統制運用から生じた懸念事項に関するリスク
- ⑩ その他

また同委員会の討議内容について、第三者視点による透明性を確保する観点から、常勤監査役が陪席するほか、必要に応じて社外役員、社外弁護士と情報共有を図ることとし、問題点に関し適切な助言を得られるよう体制を整備しております。

『内部統制委員会』

危機発生リスクの分析・評価を行い、危機発生時に適切な対応を行うための基盤整備を平時から行っております。

『内部監査室』

危機管理体制を補強するために、当社グループ全般の業務運営状況について監視を行っております。

『法務・ライセンス統括部』

コンプライアンスリスク発生時に窓口部門として危機管理委員会の招集の可否を判別し、迅速かつ適切な対応を実行しております。

また、コンプライアンスに関する通報制度（三陽アラーム制度）の窓口部門として機能しております。

(4) 当社の財務報告の信頼性を確保するための体制

1. 財務情報の適正性を確保するため、経理財務部門を中心に、関連法令や会計基準に則った会計・決算処理及びその開示を徹底しております。また、定期的に外部の会計専門家によるレビューを受け、財務報告の品質向上に努めております。
2. 内部監査室により、財務報告に係る内部統制の運用状況を定期的に監査しております。具体的には、各部門における財務に関わる業務プロセスの点検、そして重要な勘定科目に関する実査を含め統制活動を全社的にモニタリングしております。監査結果は取締役及び監査役に直接報告され、必要に応じて速やかな改善措置を講じる体制を整えております。これらにより、財務報告の信頼性を継続的に確保しております。

(5) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 連結ベースの中期的な経営計画及び年度事業計画を策定し、諸施策を推進しております。
2. 「取締役執務規程」により取締役の責務を明確にし、組織運営・業務推進の効率性を求めています。
3. 取締役（社外取締役を除く）及び取締役会が任命する者で構成される経営会議を設置し、会社に影響をおよぼす重要事項についての多面的な検討と意思決定を行っております。
4. 取締役会により選任された執行役員に業務執行権限を委譲し、業務の効率的運用を行っております。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制及び当該取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 当社グループの業務の適正性を確保するため、「関係会社管理規程」に基づき各子会社に対する当社の所管部門及びその責任者を定め、必要に応じて当該所管部門の責任者又は所属員を役員として派遣し、子会社の取締役等の職務の効率的な執行状況を管理するとともに、重要事項が当社の取締役会に適切に報告される体制を整備しております。

2. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・各子会社の当社所管部門及びその責任者は、子会社の業務に関連するリスクについて、これを評価し、対応するための継続的統制を組織的に行之、かかるリスクに関する重要な情報が当社の取締役会に適時に報告される体制を構築・維持しております。さらに、重要な契約の締結等については、当社の法務・ライセンス統括部が連携し適宜審査を行っております。
- 3. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・子会社のコンプライアンス体制の充実を図るため、当社の内部監査室は子会社のリスク管理体制を監視するとともに、適正な取引や会計処理を確保するため十分な情報交換、聴取を行っております。また、当社の監査役が子会社の監査に関与し、あるいは必要に応じ当社常勤監査役が子会社の監査役を兼務するなどして、当社と同等の業務の適正を確保する体制を整備しております。
 - ・法令・定款違反等を未然に防止するため、子会社の使用人等から内部通報が寄せられた場合は、当社は、コンプライアンス通報制度規程（三陽アラーム制度規程）に則し適切に対応しております。

(7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

1. 監査役監査基準及び監査役会規則に則り、監査役が求めた場合は、使用人の中から監査役の職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という）を選任し監査役補助の任にあてております。
2. 取締役、執行役員及び使用人は、補助使用人が監査役の指示により監査に必要な情報、資料の提供等を求めた場合においては、当該情報等の提供に速やかに応じるなど、補助使用人が行う業務の推進に協力しております。

(8) 前号の補助使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の補助使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

1. 監査役業務に関しては、補助使用人は取締役及び補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令は受けないこととしております。
2. 監査役監査基準及び監査役会規則に則り、補助使用人の人事異動及び雇用条件に関する事項は、監査役と事前の協議を行うものとしております。

(9) 当社の監査役への報告に関する体制

1. 当社の取締役、執行役員及び使用人は、監査役の要請に応じ、以下につき監査役に適時報告しております。
 - ・定例的報告事項
経営の状況、事業の遂行状況、財務の状況、内部監査室が実施した監査の結果等。
 - ・臨時的報告事項
会社に著しい損害をおよぼす恐れのある事実、取締役、執行役員及び使用人の職務遂行に関して不正又は法

令・定款及び各種社内規程等に違反する重大な事実、コンプライアンスに関する通報制度（三陽アラーム制度）に基づき通報された事実、重要な訴訟・係争及び行政処分等に関する事実。

2. 当社の代表取締役は定例的に実施されるミーティングにおいて、必要事項について監査役と意見交換を行っております。
3. 当社の監査役が子会社の監査に関与し、あるいは必要に応じ当社常勤監査役が子会社の監査役を兼務するなどして、当社の子会社の取締役、監査役及び使用人が、当社の監査役に直接報告できる体制を整備しております。また、子会社の使用人等からコンプライアンスに関する通報制度（三陽アラーム制度）に基づき通報された内容については、同制度の窓口部門である当社法務・ライセンス統括部が取りまとめ、定期的に当社監査役に報告しております。

(10) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

1. 当社は、当社の監査役へ報告を行った当社及び子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の役職員に周知徹底しております。
2. 三陽アラーム制度規程において、通報者の保護を優先事項としてその旨を定め、また、三陽アラーム制度規程に基づく通報者に対して、当該通報をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止しております。

(11) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役会が職務の執行上必要と認める費用について毎年予算を計上するとともに、監査役がその職務の執行について支出した費用等に関して、監査役から請求があった場合には、速やかに当該費用又は債務の適切な処理を行っております。

(12) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査役は、以下の重要な会議に出席するほか、業務執行に関する以下の重要な資料を閲覧できることとしております。
 - ・ 監査役が出席する会議
取締役会、経営会議、執行役員会/月次業績確認会、予算編成会議（子会社予算会議を含む）、内部統制委員会、コンプライアンス委員会、サステナビリティ委員会等の重要な会議。
 - ・ 監査役が閲覧できる資料
代表取締役が決裁するもの、法令等遵守に関するもの、リスク管理に関するもの、内部監査に関するもの、重要な会計方針の変更に関するもの、重要な訴訟・係争に関するもの、重要な事故・苦情・トラブルに関するもの、その他の重要な決裁書類。

2. 取締役は、監査役の監査が実効的に行われるよう、監査役が法務、会計等の専門家から適切なアドバイスを得られる環境を整備するとともに、監査役と内部監査室及び会計監査人との連携体制を推進しております。

(13) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

1. コンプライアンス等

サステナビリティ基本方針、企業行動基準等、行動規範に結びつく社内規程について、通達等の適宜の方法により注意喚起を促すなど、従業員に対して周知徹底を図りました。また、各種リスクを所管する部門の責任者で構成されるコンプライアンス委員会は、事業年度内に4回開催し、各部門が抱える潜在リスクを抽出するとともに、その解決策を検討のうえ、全社的に連絡事項の伝達を行いました。なお、内部統制委員会及び内部監査室は、それぞれ独立の視点でコンプライアンス体制の運用状況を確認いたしました。

また、法令・定款及び各種社内規程等に違反する行為の未然防止と早期発見を図るべく、コンプライアンスに関する通報制度（三陽アラーム制度）の運用をグループ全体で継続し、取り組みを強化しております。

2. 取締役の職務執行

当社は、法令・定款及び取締役執務規程等に従い、原則月1回の定例取締役会を、また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議等を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行いました。さらに、当社においては社外取締役も選任し、取締役会による当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。

また、当社は、取締役会開催前には、経営会議において、取締役会付議事項について多面的に検討を加えるとともに、取締役会終了後は、執行役員会において、取締役会での決定事項等を全執行役員に報告し共有を図ることで、取締役の職務執行の効率性を確保しております。

3. 監査役の職務執行

監査役は、取締役会への出席並びに常勤監査役による経営会議、執行役員会/月次業績確認会、予算編成会議（子会社予算会議を含む）、内部統制委員会、コンプライアンス委員会及びサステナビリティ委員会その他の重要な会議への出席や、定期的に行われる代表取締役と監査役との意見交換会等を通して、忌憚なく監査し助言を行っております。また、監査役は、取締役、執行役員及び使用人からの定例及び臨時の報告を通じて、当社の内部統制の整備、運用状況等について確認を行うとともに、会計監査人との定期的なミーティングや、内部監査室からの報告を受けることにより、連携体制を推進しつつ監査の実効性を確保しております。

4. 内部監査

当社では、内部監査室が定期的に監査計画を策定のうえ、業務全般に関して法令・定款及び社内規程等の遵守状況、職務執行の手続の妥当性についてグループ全体の内部監査を実施し、その結果を取締役及び監査役に報告しております。

5. 子会社管理

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、すべての子会社に当社所管部門の責任者又は所属する従業員を役員として派遣しており、子会社から重要事項等の報告を適宜受けております。また、当社の常勤監査役が子会社の監査役を兼務するなど子会社の監査に関与し、定例的に開催される当社監査役会において子会社の監査内容を報告しております。

（注）本事業報告中の記載金額及び数量は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

比率その他については、表示桁未満の端数がある場合、これを四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年2月28日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	38,218
現金及び預金	23,714
売掛金	3,419
商品及び製品	9,070
仕掛品	216
原材料及び貯蔵品	324
その他	1,477
貸倒引当金	△5
固定資産	18,798
有形固定資産	8,679
建物及び構築物	3,021
土地	4,309
リース資産	532
建設仮勘定	11
その他	803
無形固定資産	2,752
商標権	1,887
ソフトウェア	698
その他	166
投資その他の資産	7,366
投資有価証券	6,298
敷金及び保証金	1,045
退職給付に係る資産	12
その他	17
貸倒引当金	△6
資産合計	57,017

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	12,036
支払手形及び買掛金	5,382
1年内返済予定の長期借入金	3,140
リース債務	174
未払費用	1,970
未払消費税等	11
未払法人税等	638
賞与引当金	386
役員賞与引当金	10
その他	323
固定負債	5,679
長期借入金	3,790
リース債務	522
長期未払金	52
繰延税金負債	418
再評価に係る繰延税金負債	540
退職給付に係る負債	288
その他	67
負債合計	17,715
(純資産の部)	
株主資本	34,306
資本金	15,002
資本剰余金	9,640
利益剰余金	14,032
自己株式	△4,369
その他の包括利益累計額	4,977
その他有価証券評価差額金	3,635
繰延ヘッジ損益	0
土地再評価差額金	1,224
為替換算調整勘定	116
非支配株主持分	18
純資産合計	39,301
負債及び純資産合計	57,017

連結損益計算書 (2024年3月1日から2025年2月28日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		60,526
売上原価		22,718
売上総利益		37,807
販売費及び一般管理費		35,092
営業利益		2,715
営業外収益		
受取利息及び配当金	270	
持分法による投資利益	25	
その他	15	311
営業外費用		
支払利息	114	
為替差損	20	
自己株式取得費用	25	
ライセンス契約終了による損失	29	
その他	11	200
経常利益		2,825
特別利益		
投資有価証券売却益	1,916	1,916
特別損失		
固定資産除却損	0	
投資有価証券売却損	0	
減損損失	160	
訴訟和解金	20	
解約違約金	25	207
税金等調整前当期純利益		4,534
法人税、住民税及び事業税	695	
法人税等調整額	△170	524
当期純利益		4,009
非支配株主に帰属する当期純利益		2
親会社株主に帰属する当期純利益		4,007

連結株主資本等変動計算書

(2024年3月1日から2025年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	15,002	9,631	11,051	△1,587	34,097
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,026		△1,026
親会社株主に帰属する当期純利益			4,007		4,007
自己株式の処分		9		17	26
自己株式の取得				△2,798	△2,798
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	9	2,980	△2,781	208
当期末残高	15,002	9,640	14,032	△4,369	34,306

	その他の包括利益累計額					非支配株 主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	5,783	15	1,224	121	7,145	16	41,258
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△1,026
親会社株主に帰属する当期純利益							4,007
自己株式の処分							26
自己株式の取得							△2,798
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)	△2,147	△15	－	△5	△2,167	2	△2,165
連結会計年度中の変動額合計	△2,147	△15	－	△5	△2,167	2	△1,956
当期末残高	3,635	0	1,224	116	4,977	18	39,301

計算書類

貸借対照表 (2025年2月28日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	38,123
現金及び預金	23,583
売掛金	3,419
商品及び製品	9,070
仕掛品	216
原材料及び貯蔵品	324
前払費用	1,149
未収入金	55
その他	308
貸倒引当金	△5
固定資産	18,886
有形固定資産	8,679
建物	2,983
構築物	38
機械及び装置	32
工具、器具及び備品	771
土地	4,309
リース資産	532
建設仮勘定	11
無形固定資産	2,752
商標権	1,887
ソフトウェア	698
その他	166
投資その他の資産	7,454
投資有価証券	5,869
関係会社株式	486
関係会社出資金	0
敷金及び保証金	1,043
前払年金費用	12
その他	49
貸倒引当金	△6
資産合計	57,010

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	12,046
支払手形	372
買掛金	5,009
1年内返済予定の長期借入金	3,140
リース債務	174
未払金	49
未払費用	1,981
未払消費税等	10
未払法人税等	638
預り金	118
賞与引当金	386
役員賞与引当金	10
その他	155
固定負債	5,679
長期借入金	3,790
リース債務	522
長期未払金	52
繰延税金負債	418
再評価に係る繰延税金負債	540
退職給付引当金	288
その他	67
負債合計	17,725
(純資産の部)	
株主資本	34,423
資本金	15,002
資本剰余金	9,923
資本準備金	3,800
その他資本剰余金	6,123
利益剰余金	13,867
その他利益剰余金	13,867
別途積立金	9,750
繰越利益剰余金	4,117
自己株式	△4,369
評価・換算差額等	4,860
その他有価証券評価差額金	3,635
繰延ヘッジ損益	0
土地再評価差額金	1,224
純資産合計	39,284
負債及び純資産合計	57,010

損益計算書 (2024年3月1日から2025年2月28日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		60,526
売上原価		22,712
売上総利益		37,814
販売費及び一般管理費		35,129
営業利益		2,684
営業外収益		
受取利息及び配当金	271	
その他	15	286
営業外費用		
支払利息	114	
自己株式取得費用	25	
ライセンス契約終了による損失	29	
その他	21	190
経常利益		2,780
特別利益		
投資有価証券売却益	1,916	1,916
特別損失		
固定資産除却損	0	
投資有価証券売却損	0	
減損損失	160	
訴訟和解金	20	
解約違約金	25	207
税引前当期純利益		4,489
法人税、住民税及び事業税	695	
法人税等調整額	△170	524
当期純利益		3,965

株主資本等変動計算書

(2024年3月1日から2025年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計		
					別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	15,002	3,800	6,113	9,913	9,750	1,178	10,928	△1,587	34,257
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△1,026	△1,026		△1,026
当期純利益						3,965	3,965		3,965
自己株式の処分			9	9				17	26
自己株式の取得								△2,798	△2,798
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)									
事業年度中の変動額合計	－	－	9	9	－	2,938	2,938	△2,781	166
当期末残高	15,002	3,800	6,123	9,923	9,750	4,117	13,867	△4,369	34,423

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	5,783	15	1,224	7,023	41,280
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△1,026
当期純利益					3,965
自己株式の処分					26
自己株式の取得					△2,798
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△2,147	△15	－	△2,162	△2,162
事業年度中の変動額合計	△2,147	△15	－	△2,162	△1,996
当期末残高	3,635	0	1,224	4,860	39,284

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2025年4月11日

株式会社 三 陽 商 会
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 真
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 根 津 順 一
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社三陽商会の2024年3月1日から2025年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三陽商会及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2025年4月11日

株式会社 三 陽 商 会
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山 田 真
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根 津 順 一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社三陽商会の2024年3月1日から2025年2月28日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年3月1日から2025年2月28日までの第82期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき重大な事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年4月11日

株式会社三陽商会 監査役会

常勤監査役 伊 藤 六 一 ⑩

社外監査役 飯 村 北 ⑩

社外監査役 福 田 厚 ⑩

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

■ 当社取り扱いブランド



Paul Stuart



■ 当社取り扱いブランド

MACKINTOSH
LONDON



MACKINTOSH
PHILOSOPHY

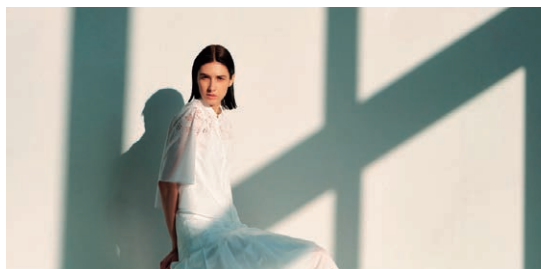



BAKER STREET



■ 当社取り扱いブランド

EPOCA



EPOCA
UOMO

CAST:



SANYO *Style* STORE

「SANYO Style STORE」は、
婦人服ブランド「AMACA」、「EVEX by KRIZIA」、
「TO BE CHIC」、「TRANS WORK」の4ブランドを
展開するブランド複合型のコンセプトストアです。



株主総会会場ご案内図



【会場】 東京都新宿区市谷本村町4番1号
ホテルグランドヒル市ヶ谷 東館3階 瑠璃

【交通】 JR 総武線「市ヶ谷」駅下車徒歩3分
都営地下鉄 新宿線.....「市ヶ谷」駅下車4番出口より徒歩3分
東京メトロ 有楽町線／南北線.....「市ヶ谷」駅下車7番出口より徒歩3分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。